

○珠洲市魅力ある教育環境のあり方検討委員会設置要綱

令和 8 年 6 月 2 5 日

教育委員会告示第 8 号

(目的及び設置)

第 1 条 珠洲市立小中学校の適正規模及び適正配置（以下「学校統合等という。」）を検討し、より魅力ある教育環境整備を図るため、珠洲市魅力ある教育環境のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、より魅力ある教育環境のあり方及び学校統合等に関する事項について協議し、市長に必要な意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる関係機関及び団体等の中から市長が委嘱する 2 5 名以内の委員で組織する。

- (1) 市内各学校及び保育園保護者の代表者
- (2) 市内各地区の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条の目的を達したと認められる日までの間とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、珠洲市教育委員会に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

(執行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第4条で定める日をもって効力を失う。